

2020年7月21日

株 主 各 位

千葉県美浜区浜田二丁目39番地

株 式 会 社 銚 子 丸

代表取締役社長 石 田 満

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に拘わらず、可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご来場の株主様におきましては、感染拡大防止への対応から、お越しいただいてもご入場できない場合がございますので、ご注意ください。

書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年8月5日（水曜日）午後6時までに行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月6日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴 西の間」
※昨年と会場が変更になっております。
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第43期（2019年5月16日から2020年5月15日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

◎ 本年から、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

- ◎ 株主様の新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は健康状態に拘わらず、可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット）により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により会場等を変更する場合がございます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.choushimaru.co.jp>）によりお知らせしますので、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会に来場される株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会に来場される株主様には、会場入り口付近で検温をさせていただきます。体温のご計測にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間の経過していない方は、入場をお断りさせていただきます。なお、海外から帰国されてから14日間の経過していない株主様は受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ◎ 座席間隔を確保するため、ご用意できる席数が例年より減少します。そのため、入場を制限させていただく場合がございます。
- ◎ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ◎ 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主総会に来場される株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎ 上記各対応により、受付前でお待たせする可能性がありますので、株主総会に来場される場合には、あらかじめご了承ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.choushimaru.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年8月5日（水曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(提供書面)

事業報告

(2019年5月16日から
2020年5月15日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いておりましたが、2020年1月以降は世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により一転して景気が急速に悪化しており、先行き不透明な状況となっております。

外食業界におきましても、食材価格の高騰傾向や人財の確保を目的とした人件費の上昇傾向に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により外食が控えられらる中で持ち帰りや宅配ニーズの高揚への対応をはじめとして他業種他業態との顧客獲得競争が激化しており、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況において、当社は、良質な外食体験を通して、お客様に『生活の豊かさ』と『幸福感』を実感していただくために、「安全安心でコストパフォーマンスの高い商品の提供」「家庭的なサービスがあふれる良い雰囲気の提供」「清掃の行き届いた清潔空間の提供」に取り組み、既存顧客の来店動機高揚と新規顧客の獲得に努めました。また、PayPay等の導入によるキャッシュレス決済インフラの拡充や、出前館の導入等デリバリーサービスの充実にも注力しました。

店舗開発につきましては、新業態「すし銚子丸 雅」でのロードサイド1号店として習志野店(2019年7月)、同テラスモール松戸店(2019年10月)を新規に出店いたしました。一方で、経営効率化の観点から「すし銚子丸」東大宮店(2019年9月)、同川口新郷店(2020年1月)を閉店しました。この結果、当事業年度末の店舗数は93店舗となっております。

当第3四半期累計期間迄は、消費税増税や台風被害の影響を受けたものの、景気の緩やかな回復基調の中で、旬の食材を活かしたメニュー政策と付加価値の提供に努めたことに加えて、メディアに対する積極的なパブリシティと繁忙期の効率的な営業形態・人員配置を工夫した店舗運営が奏功し、前年同期を超える業績で推移しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う防止対策として、2020年3月に外出自粛要請があり、同年4月の緊急事態宣言の発出の対応として一部店舗の休業や営業時間短縮を実施したこと等によ

り売上高が激減し、当第4四半期会計期間の業績はこれまでから一転して、かつて経験したことのない程に予想を大幅に下回りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は180億76百万円（前期比6.4%減）となり、営業利益は71百万円（同92.4%減）、経常利益は1億39百万円（同85.8%減）となりました。なお、採算が悪化した店舗に係る減損損失2億58百万円を計上したこと等により、93百万円の当期純損失（前事業年度は5億5百万円の当期純利益）となりました。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績が予想を大きく下回ったこと、また新型コロナウイルス感染症が今後の業績に及ぼす影響が見通せない未曾有の厳しい経営環境にあることを鑑み、無配とさせていただきます存じます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げるとともに、一日も早く復配できるよう努力する所存でありますので、引き続きご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注）金額に消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

新規店舗（計2店舗）の内装設備等	1億36百万円
改装店舗（計5店舗）の内装設備等	2億53百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (2017年 5 月期)	第 41 期 (2018年 5 月期)	第 42 期 (2019年 5 月期)	第 43 期 (当事業年度) (2020年 5 月期)
売 上 高 (千円)	19,540,900	18,789,187	19,316,912	18,076,831
経 常 利 益 (千円)	958,881	615,913	982,061	139,148
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	457,518	305,946	505,952	△93,479
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	33.54	22.43	37.04	△6.83
総 資 産 (千円)	8,973,903	9,040,391	9,970,776	8,751,997
純 資 産 (千円)	5,979,242	6,202,964	6,658,098	6,521,280
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	438.33	454.74	487.08	476.05

- (注) 1. 2018年11月16日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。第40期(2017年5月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり純損失、及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食産業におきましては、食材価格の高騰傾向や人財の確保を目的とした人件費の上昇傾向に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により外食が控えられるという厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、「ウィズ・コロナ成長戦略～コロナとの共存を見据えた復活への道筋」をテーマとし、この非常事態を乗り切り業績の回復を実現させるために、次の3項目を重点課題に掲げ、取り組んでまいります。

① コロナと共存するための「銚子丸劇場」の変革

外食の価値は勿論「美味しい食事」にありますが、新型コロナウイルス禍によって「食事以外のプラス要素」の必要性が浮き彫りとなりました。

その一つが「感染しない、させない営業」の徹底です。それがお客様に目に見えて伝わらない限り業績の回復はないと考えております。店内でのフィジカルディスタンスが保てる工夫は勿論のこと、お客様及び従業員の安心・安全を最優先にした「新型コロナウイルス対策の見える化と実践」を徹底します。

また、ウィズ・コロナの状況下においては、様々な制約から人々の心が疲弊し不安を抱えた生活が続くため、お客様が外食に求める満足感が変化していくことが予想されます。

「美味しいものを良い雰囲気で」といった一時的・物質的・感覚的な満足感から、漬け・炙物・煮切りといった「職人がひと手間かけた寿司屋らしい仕事」、商品に関する知識や蘊蓄（うんちく）を加えた「気の利いた会話」、丁寧で、機敏で、穏やかな「お客様の心に寄り添った気配りと立ち居振る舞い」等から生まれる『お店との繋がり』が実感できたときに満足感を味わっていただけるものと考えております。

人の心のわかる劇団員を育て、心の通う接客・サービスに磨きをかけ、本格的な商品を圧倒的な清潔感・安心感とともに提供する。今こそ『お客様の感謝と喜びを頂く』という経営理念を体現し実現する好機であり、他社には絶対にまねのできない「ウィズ・コロナ時代の銚子丸劇場」に進化してまいります。

② ウィズ・コロナ時代に対応した新しいサービスへの挑戦

新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークの勤務形態が広がり、教育現場ではオンライン授業が採用され、緊急事態宣言解除後もこの勤務形態や生活形態が定着しつつあり、消費習慣やアフターファイブ・休日の過ごし方も大きく変化しています。

これらに速やかに対応するために、デリバリーサービス（出前館）を開始いたしました。このサービスの強化・充実を図るとともに、従来からの出張回転寿司サービスのブラッシュアップ及びECサイト販売の新規導入等により、銚子丸のブランド力と商品力を活かした新しい販売形態の拡充に挑戦してまいります。

③ 出店基準の抜本的な見直しと退店基準の精緻化

当社は、関東エリアを重点としたロードサイドでのドミナント出店に加え、特に都心部を中心に、「商業施設内テナント出店」「ビルイン・駅中・駅前等の繁華街立地をメインとした都市型コンパクト店」の店舗開発に取り組み首都圏拡大を展開してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、出店形態によっては休業等を余儀なくされるリスクも浮き彫りとなりました。

このため、出店基準を抜本的に見直し、出店候補地の選定における一層の厳正化を図ってまいります。

また、今後の消費習慣の変化によって将来的に収益性が低下すると予想される店舗については、収益性向上の対策を講じるとともに退店基準をより精緻化し、適正な判断に基づいて退店計画を検討してまいります。

以上の取り組みに加えて、WEB媒体の活用強化、効果的な新聞広告、QRコード決済をはじめとする電子決済の拡充、及びビジネス誌・テレビ番組への積極的なパブリシティ等による新規顧客の獲得とリピート顧客の来店動機の高揚を図り、新型コロナウイルス禍に打ち勝ち、事業継続と業績回復に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年5月15日現在)

当社は、同業他社の低価格均一回転寿司店との差別化を図るために、より上質な商品とサービスを複数価格帯にて提供するグルメ回転寿司業態として、「すし銚子丸」のブランドにて直営店のみによる多店舗展開を行っております。

一方で、2014年には顧客の多様な寿司へのニーズに応えることで企業価値向上を図ることを目的として、江戸前寿司の味と技をグルメ回転寿司事業に継承させるべく、立ち寿司業態の「江戸前すし百萬石」2店舗を買収しております。これに加えて2018年以降、都心部の大型オフィスビル内で『鮪を愉しむ』をテーマにした立ち寿司業態の鮪専門店「鮪Y a s u k e」と、「すし銚子丸」の良さである本格江戸前寿司のスタイルを踏襲しつつ、今の時代に合ったシステムを導入した進化型姉妹ブランド店「すし銚子丸 雅」を、それぞれ新たに立上げ運営しております。

(6) 主要な営業所 (2020年5月15日現在)

≪千葉県≫

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 事 務 所	千葉県美浜区	すし 銚子丸 成 田 店	千葉県成田市
すし 銚子丸 浦 安 店	千葉県浦安市	すし 銚子丸 志 津 店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 横 芝 店	千葉県山武郡	すし 銚子丸 新 松 戸 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 粟 田 台 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 南 柏 店	千葉県柏市
すし 銚子丸 八 街 店	千葉県八街市	すし 銚子丸 東 金 店	千葉県東金市
すし 銚子丸 市 川 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 佐 倉 店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 宮 野 木 店	千葉県花見川区	すし 銚子丸 市 原 店	千葉県市原市
すし 銚子丸 高 洲 店	千葉県美浜区	すし 銚子丸 茂 原 店	千葉県茂原市
すし 銚子丸 行 徳 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 木 更 津 店	千葉県木更津市
すし 銚子丸 東 寺 山 店	千葉県若葉区	すし 銚子丸 南 船 橋 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 桜 木 店	千葉県若葉区	すし 銚子丸 富 里 店	千葉県富里市
すし 銚子丸 西 船 橋 店	千葉県船橋市	すし銚子丸酒々井プレミアム・アウトレット店	千葉県印旛郡
すし 銚子丸 大 和 田 店	千葉県市川市	すし銚子丸千葉ニュータウン店	千葉県印西市
すし 銚子丸 蘇 我 店	千葉県中央区	江戸前すし百萬石幸町店	千葉県美浜区
すし 銚子丸 柏 店	千葉県柏市	すし 銚子丸 松 戸 岩 瀬 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 八 千 代 店	千葉県八千代市	すし 銚子丸 大 網 白 里 店	千葉県大網白里市
すし 銚子丸 北 習 志 野 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 雅 イオンスタイル 幕 張 ベ イ パ ー ク 店	千葉県美浜区
すし 銚子丸 千 葉 駅 前 店	千葉県中央区	すし 銚子丸 雅 アトレ松戸店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 八 柱 店	千葉県松戸市	すし 銚子丸 雅 習 志 野 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 鎌 ケ 谷 店	千葉県鎌ヶ谷市	すし 銚子丸 雅 テラスモール松戸店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 船 橋 店	千葉県船橋市		

《東京都》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 みずえ店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 町田店	東京都町田市
すし 銚子丸 南小岩店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 多摩ニュータウン店	東京都八王子市
すし 銚子丸 東葛西店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 立川店	東京都立川市
すし 銚子丸 竹の塚店	東京都足立区	すし 銚子丸 八王子店	東京都八王子市
すし 銚子丸 立石店	東京都葛飾区	すし 銚子丸 調布店	東京都調布市
すし 銚子丸 赤羽店	東京都北区	すし 銚子丸 大井店	東京都品川区
すし 銚子丸 豊玉南店	東京都練馬区	すし 銚子丸 経堂店	東京都世田谷区
すし 銚子丸 保木間店	東京都足立区	すし 銚子丸 日野店	東京都八王子市
すし 銚子丸 宇喜田店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 武蔵小金井店	東京都小金井市
すし 銚子丸 西新井店	東京都足立区	すし 銚子丸 三鷹新川店	東京都三鷹市
すし 銚子丸 高島平店	東京都板橋区	江戸前すし百萬石新小岩店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 光が丘店	東京都練馬区	すし 銚子丸 杉並宮前店	東京都杉並区
すし 銚子丸 大泉インター店	東京都練馬区	すし 銚子丸 東大和店	東京都東大和市
すし 銚子丸 板橋東新町店	東京都板橋区	すし 銚子丸 南千住店	東京都荒川区
すし 銚子丸 亀戸店	東京都江東区	すし 銚子丸 狛江店	東京都狛江市
すし 銚子丸 綾瀬店	東京都足立区	すし 銚子丸 木場店	東京都江東区
すし 銚子丸 南大泉店	東京都練馬区	鮪Yasuke大手町プレイス店	東京都千代田区
すし 銚子丸 花小金井店	東京都小平市	すし 銚子丸 雅アリオ亀有店	東京都葛飾区
すし 銚子丸 三鷹店	東京都三鷹市		

《埼玉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 南越谷店	埼玉県越谷市	すし 銚子丸 南浦和店	さいたま市南区
すし 銚子丸 ひばりが丘店	埼玉県新座市	すし 銚子丸 上尾店	埼玉県上尾市
すし 銚子丸 浦和木崎店	さいたま市浦和区	すし 銚子丸 所沢店	埼玉県所沢市
すし 銚子丸 北浦和店	さいたま市中央区	すし 銚子丸 川口店	埼玉県川口市
すし 銚子丸 春日部店	埼玉県春日部市	すし 銚子丸 川越店	埼玉県川越市
すし 銚子丸 草加店	埼玉県草加市	すし 銚子丸 見沼店	さいたま市見沼区

《神奈川県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 日吉店	横浜市港北区	すし 銚子丸 川崎中原店	川崎市中原区
すし 銚子丸 横浜都筑店	横浜市都筑区	すし 銚子丸 武蔵小杉店	川崎市中原区

(注) 当事業年度において開設した店舗は、以下の2店舗であります。
 すし 銚子丸 雅 習志野店、すし 銚子丸 雅 テラスモール松戸店
 当事業年度において閉鎖した店舗は、以下の2店舗であります。
 すし 銚子丸 東大宮店、すし 銚子丸 川口新郷店

(7) 使用人の状況 (2020年5月15日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
511 (977) 名	16 (△78) 名	42.8歳	8.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年5月15日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	60,000
株式会社千葉銀行	42,000
株式会社みずほ銀行	42,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年5月15日現在)

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,518,000株 (自己株式819,210株を含む。)
- (3) 株 主 数 7,057名 (前事業年度末比304名増)
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 オ ー ル ・ エ ム	3,920,000	28.62
堀 地 か な え	2,298,600	16.78
堀 地 ヒ ロ 子	1,924,400	14.05
堀 地 元	256,000	1.87
銚 子 丸 社 員 持 株 会	163,000	1.19
J. P. Morgan Securities plc	60,300	0.44
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	41,000	0.30
クレディ・スイス証券株式会社	29,300	0.21
石 田 満	25,000	0.18
M L I S T O C K L O A N	22,581	0.16

- (注) 1. 当社は、自己株式を819,210株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		株式会社銚子丸 第2回2020年新株予約権
発行決議日		2020年1月28日
新株予約権の数		1,195個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 59,750株 (新株予約権1個につき50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり67,300円 (1株当たり1,346円)
権利行使期間		2022年2月15日から 2025年2月14日まで
行使の条件		新株予約権者が新株予約権を放棄した場合に、当該新株予約権を行使することができない。(注1)
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 1,195個
		目的となる株式数 59,750株
		交付者数 425人

(注) 1. 新株予約権者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなす。

- (1) 新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- (2) 当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ）の役員又は従業員、その他これに準ずる社員（嘱託社員、パート社員等をいう。以下同じ）のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- (3) 当社の取締役会が本新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合
- (5) 死亡した場合
- (6) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
- (7) 破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合

- (8) 前各号のいずれかの規定の適用がある場合を除き、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員、その他これに準ずる社員のいずれにも該当しなくなった日から1年経過した場合
 - (9) その他、居住する国又は地域の法令等の制限により、本新株予約権の行使が禁止される場合又はかかる権利行使に際して当社に届出義務等が課される場合
2. 2020年5月15日現在において交付時より新株予約権の数が2個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・退職による減少分 2個

(3) **その他新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年5月15日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 満	
取締役会長	堀 地 ヒロ子	有限会社オール・エム 取締役
常務取締役	堀 地 元	営業本部長
取締役	仁 科 善 生	管理本部長
取締役（監査等委員・常勤）	山 口 忠 則	
取締役（監査等委員）	中 嶋 克 久	株式会社M&Aコンソーシアム 代表取締役 公認会計士中嶋克久事務所 所長 日本瓦斯株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	守 屋 達 雄	社会保険労務士法人プロジェクト 代表社員 株式会社ラムラ 社外取締役
取締役（監査等委員）	大 島 有 紀 子	大島有紀子法律事務所 所長 法務省人権擁護委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山口忠則氏、中嶋克久氏、守屋達雄氏及び大島有紀子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）中嶋克久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山口忠則氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）山口忠則氏、中嶋克久氏、守屋達雄氏及び大島有紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4 (一)	135,791 (一)	108,146 (一)	27,645 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	18,600 (18,600)	18,600 (18,600)	— (一)
合 計 （うち社外取締役）	8 (4)	154,391 (18,600)	126,746 (18,600)	27,645 (一)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。さらに、上記報酬枠とは別枠で、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額として年額100,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 社外取締役（監査等委員）中嶋克久氏は、株式会社M&Aコンソーシアムの代表取締役、公認会計士中嶋克久事務所の所長、並びに日本瓦斯株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社M&Aコンソーシアム、公認会計士中嶋克久事務所、並びに日本瓦斯株式会社との間には特別の関係はありません。
 - 社外取締役（監査等委員）守屋達雄氏は、社会保険労務士法人プロジェクトの代表社員、並びに株式会社ラムラの社外取締役を兼務しております。なお、当社は社会保険労務士法人プロジェクト、並びに株式会社ラムラとの間には特別の関係はありません。
 - 社外取締役（監査等委員）大島有紀子氏は、大島有紀子法律事務所の所長、並びに法務省人権擁護委員を兼務しております。なお、当社は大島有紀子法律事務所、並びに法務省との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
山口 忠 則	社外取締役 (監査等委員・常勤)	当事業年度開催の取締役会には16回中16回、監査等委員会には15回中15回出席し、長年行政に携わった経験と知識から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言を行っております。
中 嶋 克 久	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には16回中16回、監査等委員会には15回中15回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言を行っております。
守 屋 達 雄	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には16回中16回、監査等委員会には15回中15回出席し、主に社会保険労務士として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言を行っております。
大島有紀子	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には16回中15回、監査等委員会には15回中15回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・会計監査人としての報酬等の額

20,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は日本監査役協会が公表しています「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づいて、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、前事業年度の監査計画における監査時間と実績とを対比する等の分析を通じて、当事業年度の監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について検討した結果、会計監査人としての報酬等の額が妥当と認められたことから同意したものであります。

・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,500千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制とその運用状況については、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び、「経営理念」等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。
- ・ 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・定款・取締役会決議及び「組織規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行するものとする。
- ・ コンプライアンス体制の基礎として、取締役社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス管理規程」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。
- ・ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、遅滞なく監査等委員会及び取締役会に報告するものとする。
- ・ 法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度（ホットライン）に基づきその運用を行うこととする。
- ・ 取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、取締役社長及び監査等委員会にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。
- ・ 監査等委員会は、必要があると認めたときは、内部監査室に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示するものとする。また、監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の定めるところに従い、適切かつ

確実に保存・管理するものとする。

- ・ 上記の文書等は取締役が常時、閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理規程」の徹底を図るとともに、必要なリスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。
- ・ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取り扱い商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理規程」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」の定めるところに従い管理するものとする。
- ・ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。
- ・ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、業務執行取締役及び部室長等が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、職務執行に関する基本的事項や経営課題について討議し、取締役社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ・ 取締役会の決定に基づく職務執行については「組織規程」「稟議規程」において各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定め明確化を図ることとする。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）及び使用人から監査等委員会補助者の任命を求めることができるものとする。

⑥ 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・ 監査等委員会補助者の独立性を確保するため、当該補助者の人事異動及び評価については監査等委員会の意見を尊重するものとする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会補助者は、監査等委員会に係る業務については監査等委員会の指示のみに従い、監査等委員以外の取締役の指揮・命令を受けないものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項について、適時適切に監査等委員会に報告するものとする。
 - ・ 監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとする。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役、取締役及び会計監査人と各々、必要に応じ意見交換会を開催できるものとする。
 - ・ 内部監査室は、監査等委員会との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るものとする。
 - ・ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、高い独立性を有した監査等委員である社外取締役4名を選任しており、各社外取締役はそれぞれの専門的見地と豊富な経験から、取締役会において経営全般への助言を活発に行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。
- ・ コンプライアンス委員会を開催し、賞罰委員会で処分された事例をはじめホットライン通報について報告し、法令遵守等業務の適正に向けて、その徹底を図っています。
- ・ ホットラインマニュアルを、店舗でのパソコンで閲覧を可能とするよう改正し、内部通報システム運用の充実を図っています。
- ・ 内部監査室は、法令遵守やリスク評価の観点から全ての部署を対象に、第1次内部監査を実施し、部門長と面談のうえ改善事項を指摘し、指摘した事項については第2次監査においてその確認をしています。また、店舗に対しては、全店舗を概ね年3回程度臨店し、現金監査と業務監査を実施し、指摘・改善事項についてはエリアマネージャーを通じて確認しています。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 株主総会議事録及び取締役会議事録等、重要情報のある文書等を保存・管理し、また、各取締役からの閲覧請求に対し、適切に対応しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 危機管理委員会を開催し、第42期に発生した事件事故について報告するとともに、再発防止に向けて取り組むことを徹底し、その旨を経営会議にも報告しました。

- ・ 地震、火災発生時や停電・断水時など店舗における緊急事態発生時のフローを危機管理マニュアルで定め、これを店長会議において説明のうえ、店舗従業員全員に周知させています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は毎月1回の定例的な開催を含む年16回開催し、月次の経営報告の他、経営計画やその他職務執行に関する重要事項を決定しました。
 - ・ 役員・部長等が出席する経営会議を毎月開催し、月次の経営報告、個別施策の目標と達成状況等について意見交換し、経営目標の適切な管理を行っています。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございません。
- ⑥ 前項の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございませんが、補助者に任命した場合は、独立性の確保のために監査等委員会の意見を尊重いたします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございませんが、補助者に任命した場合は、実効性の確保のために監査等委員会以外の取締役の指揮・命令を受けないものといたします。
- ⑧ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 食中毒事故の発生等、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項については、監査等委員会に報告しています。
 - ・ 監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、各部門の長と意見交換してその職務の執行状況を聴取し、また重要な稟議書等の閲覧をしています。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 費用または債務は、速やかに処理しております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役社長と会合を持ち、意見及び情報交換を実施した他、会計監査人とは四半期ごとに行う内部監査室を含めた「三様監査連絡会」など年4回の会合を開催し、情報交換をしています。
 - ・ 内部監査室は監査等委員会と連絡を密にし、内部監査結果について報告し、意見交換しています。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 企業行動規範において、「役職員等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、一切の関係を遮断しなければならない。」と掲げており、反社会的勢力に対する当社の基本方針を「反社会的勢力対応規程」に定めております。また「危機管理規程」・「危機管理マニュアル」において、反社会的勢力に対する具体的な対応を定めたうえで、管理部が反社会的勢力への対応部署として、反社会的勢力に関する事項を統括管理しております。
 - ・ 反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関から反社会的勢力に関する情報提供を受けるとともに、連携をとる体制としております。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 全社的な内部統制の評価をしたうえで、「決算財務報告に係る業務プロセス」と「それ以外の業務プロセス」に関して、評価を行っています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年5月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,904,222	流 動 負 債	1,847,738
現金及び預金	5,245,531	買掛金	619,779
売掛金	227,536	短期借入金	144,000
原材料及び貯蔵品	136,155	リース債務	13,942
前払費用	77,030	未払金	800,923
その他	217,968	未払法人税等	45,088
固 定 資 産	2,847,775	預り金	70,480
有 形 固 定 資 産	1,321,800	前受金	10,653
建 物	776,748	前受収益	495
構 築 物	37,479	賞与引当金	106,785
車 両 運 搬 具	2,282	株主優待引当金	33,589
工 具 器 具 備 品	404,849	店舗閉鎖損失引当金	2,000
土 地	71,907	固 定 負 債	382,978
リ ー ス 資 産	26,750	リ ー ス 債 務	18,480
建 設 仮 勘 定	1,782	長 期 未 払 金	153,000
無 形 固 定 資 産	11,406	資 産 除 去 債 務	202,498
ソ フ ト ウ ェ ア	1,507	そ の 他	9,000
そ の 他	9,899	負 債 合 計	2,230,717
投資その他の資産	1,514,568	純 資 産 の 部	
出 資 金	140	株 主 資 本	6,517,995
長 期 前 払 費 用	11,131	資 本 金	315,950
繰 延 税 金 資 産	404,943	資 本 剰 余 金	253,729
敷 金 及 び 保 証 金	883,067	資 本 準 備 金	236,829
そ の 他	216,364	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,899
貸 倒 引 当 金	△1,078	利 益 剰 余 金	6,645,754
資 産 合 計	8,751,997	利 益 準 備 金	150
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,645,604
		別 途 積 立 金	150
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,645,454
		自 己 株 式	△697,438
		新 株 予 約 権	3,284
		純 資 産 合 計	6,521,280
		負 債 純 資 産 合 計	8,751,997

損 益 計 算 書

(2019年5月16日から
2020年5月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,076,831
売 上 原 価		7,395,061
売 上 総 利 益		10,681,769
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,610,112
営 業 利 益		71,656
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,822	
協 賛 金 収 入	25,950	
仕 入 割 引	3,393	
受 取 保 険 金	20,138	
そ の 他	17,878	69,184
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,220	
現 金 過 不 足	385	
そ の 他	87	1,692
経 常 利 益		139,148
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	90	90
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10,092	
減 損 損 失	258,872	268,964
税 引 前 当 期 純 損 失		△129,726
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		22,812
法 人 税 等 調 整 額		△59,058
当 期 純 損 失		△93,479

株主資本等変動計算書

(2019年5月16日から
2020年5月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
2019年5月16日 残高	315,950	236,829	6,171	243,001	150	150	6,820,949	6,821,249	△722,553	6,657,648
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△82,015	△82,015		△82,015
当期純損失							△93,479	△93,479		△93,479
自己株式の取得									—	—
自己株式の処分			10,727	10,727					25,114	35,842
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	10,727	10,727	—	—	△175,495	△175,495	25,114	△139,652
2020年5月15日 残高	315,950	236,829	16,899	253,729	150	150	6,645,454	6,645,754	△697,438	6,517,995

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年5月16日 残高	—	—	449	6,658,098
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△82,015
当期純損失				△93,479
自己株式の取得				—
自己株式の処分				35,842
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			2,835	2,835
事業年度中の変動額合計	—	—	2,835	△136,817
2020年5月15日 残高	—	—	3,284	6,521,280

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ② たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため翌期以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

- ④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,924,188千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 14,518,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 819,210株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2019年 8月1日	普通株式	82,015千円	6円	2019年 5月15日	2019年 8月2日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
該当事項はありません。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	(千円)
賞 与 引 当 金	31,950
未 払 事 業 税	6,682
法 定 福 利 費	12,397
未 払 事 業 所 税	4,461
減 価 償 却 超 過 額	22,108
長 期 未 払 金	45,777
減 損 損 失	181,681
資 産 除 去 債 務	60,587
そ の 他	51,821
繰 延 税 金 資 産 計	417,469
繰 延 税 金 負 債	
建 設 協 力 金	1,441
資 産 除 去 費 用	10,874
そ の 他	209
繰 延 税 金 負 債 計	12,525
繰延税金資産の純額	404,943

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	14,400千円
1年超	41,160千円
合計	55,560千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については納税資金を短期借入金にて調達し、それ以外は自己資金によることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先が信販会社であるため、相手方の債務不履行による信用リスクは僅少であると判断しております。

店舗用地・建物に係る賃貸借取引に伴う敷金及び保証金、建設協力金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、納税資金に係る資金調達を目的としたものであり、決算日後1年以内の返済期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

2020年5月15日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,245,531	5,245,531	—
(2) 売掛金	227,536	227,536	—
流動資産計	5,473,068	5,473,068	—
(3) 敷金及び保証金	883,067		
貸倒引当金(※)	△1,078		
計	881,988	881,949	△38
固定資産計	881,988	881,949	△38
資産計	6,355,057	6,355,018	△38
(1) 買掛金	619,779	619,779	—
(2) 短期借入金	144,000	144,000	—
(3) 未払金	800,923	800,923	—
流動負債計	1,564,703	1,564,703	—
負債計	1,564,703	1,564,703	—

(※) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券、デリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
出 資 金	140

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難なため、上記の貸借対照表計上額、時価及び差額には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	石田 満	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.18	—	金銭報酬債権の現物出資 (注2)	12,150	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社オレンジ・エステート	千葉県東金市	10,000	不動産賃貸業	—	土地の賃借	店舗用地の賃借 (注3)	15,390	前払費用	469

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 譲渡制限付き株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。
3. 土地の賃借料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 476円05銭
- (2) 1株当たり当期純損失 6円83銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を鑑み、手元資金を厚くすることで経営の安定性を高めることを目的として以下の借入を行っております。

- (1) 借入先 株式会社三菱UFJ銀行、株式会社千葉銀行、株式会社みずほ銀行
- (2) 借入金総額 4,000,000千円
- (3) 借入条件 固定金利
- (4) 借入実行日 2020年6月15日～2020年7月31日(予定)
- (5) 返済期限 12～13ヵ月
- (6) 担保等の有無 無担保・無保証

10. その他の注記

(会計上の見積もりの不確実性に関する注記)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う店舗の臨時休業、店内飲食の中止等により、売上高減少の影響が生じておりましたが、6月中には全店舗にて営業を再開しております。

当社においては、過去の感染症の収束状況、治療薬の承認状況、政府の方針等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響は2020年6月から7月にかけて収束に向かい、9月以降の業績が前年並みに回復するものと仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性に関する会計上の見積りを行っております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社 銚子丸
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 録 宏 行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 井 秀 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銚子丸の2019年5月16日から2020年5月15日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年5月16日から2020年5月15日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月26日

株式会社 銚子丸 監査等委員会

監査等委員（常勤）	山口 忠 則 ㊟
監査等委員	中 嶋 克 久 ㊟
監査等委員	守 屋 達 雄 ㊟
監査等委員	大 島 有 紀 子 ㊟

(注) 監査等委員4名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会から、相当であり、特段の指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	属性等	現在の当社における 地位・担当	取締役会への 出席状況	取 締 役 在 任 年 数
1	いしだ みつる 石田 満	再任	代表取締役社長	100% 16回/16回	6年
2	ほりち ひろこ 堀地 ヒロ子	再任	取締役会長	87.5% 14回/16回	43年
3	ほりち はじめ 堀地 元	再任	常務取締役 営業本部長	100% 16回/16回	16年
4	にしな よしお 仁科 善生	再任	取締役 管理本部長	93.75% 15回/16回	2年

候補者 番 号	し 氏 名 めい (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	いし だ みつる 石 田 満 (1956年1月20日)	1978年4月 亀有信用金庫入庫 1995年12月 株式会社シチエ（現株式会社ゲオ） 入社 1998年10月 オーケー株式会社入社 2003年6月 同社取締役店舗運営本部長 2006年5月 同社取締役管理本部長 2010年8月 株式会社ウェアハウス （現株式会社ゲオ）入社 2011年6月 同社代表取締役社長 2014年1月 当社入社 2014年2月 当社執行役員経営企画部長 2014年8月 当社代表取締役社長（現任）	25,000株
【取締役候補者とした理由】			
石田満氏は、小売・サービス業の取締役として得た経験及び知見を踏まえ、当社の代表取締役就任後は、「銚子丸改革2.0」のスローガンを掲げて、「働き方改革」や「機械化・省力化」等を推進することで、収益性の向上に取り組んできたことから、引き続き取締役候補者としていたしました。			
2	ほり ち ひろこ 堀 地 ヒロ子 (1947年9月21日)	1977年11月 当社設立 専務取締役 1989年3月 有限会社オール・エム設立 取締役（現任） 2005年2月 当社専務取締役衛生管理部長 2010年8月 当社代表取締役会長 2014年8月 当社取締役会長（現任）	1,924,400株
【取締役候補者とした理由】			
堀地ヒロ子氏は、当社の創業者として、高い経営理念を掲げ、強いリーダーシップで会社を牽引してきた実績と、経営への幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			
3	ほり ち はじめ 堀 地 元 (1968年12月21日)	1992年4月 当社入社 2000年1月 当社事業部長 2004年1月 当社常務取締役 2018年9月 当社常務取締役営業本部長（現任）	256,000株
【取締役候補者とした理由】			
堀地元氏は、当社において長く営業部門に携わり、現在は常務取締役営業本部長として当社経営を担っており、豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者 番 号	し 氏 名 めい (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
4	に しな よし お 仁 科 善 生 (1958年 8 月 8 日)	1981年 4 月 株式会社東海銀行（現株式会社 三菱UFJ銀行）入行 2005年 7 月 株式会社UFJ銀行（現株式会社 三菱UFJ銀行）練馬支店長 2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行 （現株式会社三菱UFJ銀行） 練馬駅前支店長 2006年 2 月 同行赤坂支店長 2007年 9 月 同行リテールコンプライアンス部 上席調査役 2011年 6 月 日本コンセプト株式会社出向 管理部企画管理担当部長 2012年 4 月 同社管理部長 2012年 6 月 同社に転籍 取締役管理部長 2017年 6 月 当社入社 管理部長 2017年11月 当社執行役員管理部長 2018年 8 月 当社取締役管理部長 2018年 9 月 当社取締役管理本部長（現任）	10,000株
【取締役候補者とした理由】 仁科善生氏は、金融機関における幅広い業務経験及び財務・会計上の知見を有しており、これを活かして当社の経営管理・運営の強化に適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	属性等	現在の当社における 地位・担当	取締役会への 出席状況	社外取締役 在任年数
1	やまぐち ただ のり 山口 忠 則	再任 社外 独立	取締役 監査等委員・常勤	100% 16回/16回	2年 (6年)
2	なかしま かつ ひさ 中嶋 克 久	再任 社外 独立	取締役 監査等委員	100% 16回/16回	2年 (16年)
3	もりや たつ お 守屋 達 雄	再任 社外 独立	取締役 監査等委員	100% 16回/16回	2年 (14年)
4	おおしま ゆき こ 大島 有 紀子	再任 社外 独立	取締役 監査等委員	93.75% 15回/16回	6年 (6年)

※（）内は本株主総会終結時における社外取締役ないし社外監査役からの通算の在任年数であります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	やま ぐち ただ のり 山口 忠 則 (1948年 1 月 3 日)	1970年 4 月 千葉県入庁 2002年 4 月 同庁総合企画部理事 2004年 4 月 同庁健康福祉部部長 2007年 3 月 千葉県庁退職 2007年 4 月 株式会社幕張メッセ入社 特別参与 2007年 6 月 同社代表取締役専務 2011年 6 月 一般社団法人千葉経済協議会入社 専務理事 2013年 5 月 同社団法人退社 2014年 8 月 当社社外監査役 2018年 8 月 当社社外取締役監査等委員・常勤 (現任)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 山口忠則氏は、長年行政に携わった豊富な経験と知識を有しており、これを活かして当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
2	なか し ま かつ ひ さ 中 嶋 克 久 (1961年 7 月 29 日)	1985年10月 青山監査法人入所 2004年 8 月 公認会計士中嶋克久事務所設立 所長(現任) 2004年 8 月 当社社外監査役 2006年 1 月 株式会社ブルータス(現株式会社 ブルータス・コンサルティング) 取締役 2008年 7 月 株式会社ブルータス・コンサル ティング代表取締役 2017年 6 月 日本瓦斯株式会社社外監査役(現任) 2018年 2 月 株式会社M&A コンソーシアム設立 代表取締役(現任) 2018年 8 月 当社社外取締役監査等委員 (現任)	2,000株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 中嶋克久氏は、公認会計士であり、監査及び会計の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	もりや たつ お 守屋 達雄 (1952年1月27日)	1989年1月 青山監査法人入所 人事総務部長 1998年2月 山田&パートナーズ会計事務所 入所 2001年6月 株式会社プロジェクト入社 2001年8月 同社取締役 2006年8月 当社社外監査役 2006年9月 社会保険労務士法人プロジェクト 設立 代表社員(現任) 2007年6月 株式会社ラムラ社外取締役(現任) 2008年10月 株式会社プロジェクト常務取締役 2018年8月 当社社外取締役監査等委員(現任)	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 守屋達雄氏は、社会保険労務士であり、労務の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			
4	おおしま ゆきこ 大島 有紀子 (1952年10月31日)	1984年4月 千葉県弁護士会登録 1989年4月 大島有紀子法律事務所開業 所長(現任) 1994年6月 法務省人権擁護委員(現任) 2014年8月 当社社外取締役 2014年9月 大網白里市代表監査委員 2018年8月 当社社外取締役監査等委員(現任)	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 大島有紀子氏は、弁護士であり、法務の専門家としての見地から、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山口忠則、中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山口忠則、中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の4氏は、原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
4. 山口忠則、中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の4氏はそれぞれ、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。山口忠則、中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の4氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

<ご参考>

社外取締役の独立性に関する基準

株式会社銚子丸（以下、「当社」という。）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同じ。）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- ①当社を主要な取引先とする者
- ②当社を主要な取引先とする会社の取締役等
- ③当社の主要な取引先である者
- ④当社の主要な取引先である会社の取締役等
- ⑤当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑥当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦当社の10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
- ⑧当社が10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
- ⑨当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
- ⑩当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑪当社の業務執行取締役、常勤監査等委員（常勤監査等委員を選定している場合に限り。）が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の取締役等
- ⑫上記①～⑪に直近事業年度において該当していた者
- ⑬当社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 本独立性基準①及び②において、「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
2. 本独立性基準②、④、⑦、⑧、⑪及び⑬において、「取締役等」とは、「業務執行取締役、執行役員または支配人その他の使用人である者」をいう。
3. 本独立性基準③及び④において、「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（または会社）」をいう。
4. 本独立性基準⑤、⑥、⑨及び⑩において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。

以上

株主総会会場のご案内

場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階 「鶴 西の間」
TEL (043) 297-7777 (代表)



交通

J R 京葉線・武蔵野線海浜幕張駅南口より徒歩約5分
(J R 海浜幕張駅まで J R 東京駅より約40分、西船橋駅より約12分)
J R 総武線・京成電鉄幕張本郷駅よりバスで約15分
タウンセンターバス停下車徒歩約3分

【お願い】

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本年から、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。